

(第三部) 第百七十一回 參議院法務委員會會議錄第十二号

平成二十一年六月二十五日(木曜日)

午前十時一分開會

委員の異動
六月十一日
辞任

六月十五日 森まさこ君
辞任 弁添要一君
補欠選任

委员

出席者は左のとおり。

○参考人の出席要求に関する件
　　律案（内閣提出、衆議院送付）

委員の異動について御報告をいたします。
昨日までに、森まさこ君及び前川清成君が委員
を辞任され、その補欠として舛添要一君及び主導
了君が選出されました。

現行の出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の二つの制度による情報把握・管理の制度を改め、適法な在留資格をもつて我が国に中長期に在留する外国人を対象として、法務大臣が公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るため、所要の改正等を行なうほか、外国人研修生等の保護の強化を図る等の措置を講ずるものであります。

○ 委員長(澤雄一君)	出入国管理及び難民認定法
○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。	今野 主濱 了君 松浦 丸山 秋元 築瀬 青木 幹雄君 司君 東君
衆議院議員	大悟君 信夫君 進君
國務大臣	仁比 近藤 正道君
修正案提出者	和也君 桜井 郁三君
國務大臣	聰平君 森 佐藤 英介君
副大臣	法務大臣
法務副大臣	早川 忠孝君
大臣政務官	佐藤 剛男君
事務局側	山口 一夫君
常任委員会専門員	本日の会議に付した案件
○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法	○ 国務大臣(森英介君) 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
近年、我が国の国際化が進展し、平成十九年の新規入国者数は平成二年と比べ二・五倍以上、外国人登録者数は約二倍となっており、在留外国人の国籍も多様化しております。このような中で、転職、転居を頻繁に繰り返す方も少なくなり受けられる等、在留外国人の方々の在留状況の正確な把握が困難になつてきており、適正な在留管理を行う上で支障が生じております。また、とりわけ居住実態を正確に把握することができないため、国民健康保険、児童手当等の市区町村の個別事務に支障を來し、在留外国人に対する行政サービスの提供や義務の履行の確保に困難を生じさせている等の問題も生じております。これらの問題への対処が喫緊の課題となつております。	法務大臣。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、新たな在留管理制度の導入に係る措置であります。これは、外国人の公正な在留管理を行ふため、法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築し、併せて外国人登録制度を廃止するとともに、在留期間の上限の伸長その他の適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置を講ずるものであります。

その概要を御説明いたしますと、まず、法務大臣は、在留資格をもつて我が国に中長期間在留する外国人に対し、基本的身分事項、在留資格、在留期間等を記載した在留カードを交付いたします。在留カードの交付を受けた外国人は、上陸後に定めた住居地を一定期間内に市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならない、また、在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じて所属機関や身分関係に変更があつた場合には法務大臣に届け出なければならないこととしております。さらに、これらの情報の正確性を確保するため、届出事項について事実の調査をすることができるようになつたほか、在留資格の取消し制度、罰則・退去強制事由等を整備することとしております。

その一方で、適法に在留する外国人については、在留期間の上限を5年に引き上げるとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律

本日の会議に付した案件

ます。

第三部 法務委員会会議録第十一号 平成二十二年六月二十五日

については、一年以内の再入国を原則として許可を受けることなく可能とするなど、その利便性を向上させるための措置をとっています。

また、新たに在留管理の対象とはならない特別永住者の方については、外国人登録証明書に替えて、特別永住者という法的地位の証明書として特別永住者証明書を交付するなど、基本的には、現行制度を実質的に維持しつつも、原則として許可を受けることなく二年以内の再入国を可能とするなどの利便性を向上させる措置をとっています。

第二は、外国人研修制度の見直しに係る措置であります。これは、研修生、技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなどの不適正な問題が増加している現状に対処し、研修生、技能実習生の保護の強化を図るために、所要の措置を行うものです。

具体的には、現行の在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うものについて、労働関係法令の適用の対象とするため、及び、この活動に從事し、一定の技能等を修得した者がその修得した技能等を要する業務に従事するための活動を在留資格「技能実習」として整備するものです。第三は、在留資格「留学」と「就学」の一本化についてであります。これは、留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格に一本化することにより、留学生等の負担軽減等を図るものであります。

そのほか、入国者収容所等の適正な運営に資するため、入国者収容所等視察委員会を設置すること、不法就労助長行為に係る退去強制事由等の整備を行うこと等を内容とするものであります。以上がこの法律案の趣旨であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第ではあります、衆議院において修正が行われております。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

ださいますようお願いいたします。

○委員長(澤雄二君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員桜井郁三君から説明を聴取いたします。桜井郁三君。

○衆議院議員(桜井郁三君) ただいま議題となりました法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、特別永住者について、特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務とその違反に対する過料の規定を削除することとしております。

第二に、民間業者による個人情報のデータベース化に対する対策として、在留カード等の交付ごとに異なる番号を定めるとともに、外国人が在留カード等の交換を希望するときは、手数料を納付してその再交付を求めることができることとしております。

第三に、所属機関の受け入れの状況について届出義務を努力義務に変更しております。

第四に、法務大臣は在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、中長期在留者に関する情報を取得し、又は保有してはならず、その取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に留意しなければならないこととしております。

第五に、在留資格の取消しに関する規定について、次の二項目の修正を行うこととしております。

す。

その一は、配偶者の身分を有する者としての活動を三か月以上継続して行わないで在留している場合の在留資格の取消しについて、これを六か月以上に延長するとともに、正当な理由がある場合を除外することとし、また、当該取消しをしようとする場合には在留資格の変更の申請等の機会を与えるよう配慮しなければならないこととしております。

その二は、新たに中長期在留者となつた者が九

の取消しについて、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除外することとしております。

第六に、団体監理型の技能実習の活動について、団体の責任及び監理の下に行われる旨を明確化しております。

第七に、次の四項目から成る検討規定を設けることとしております。

その一は、不法滞在者のうち仮放免され一定期間を経過した者について、本法施行後もなお行政上の利便を受けられることとなるようにするとの観点から、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとしております。

その二は、不法滞在者について、在留特別許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとすることとしております。

その三は、永住者のうち特に我が國への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとすることとしております。

その四は、この法律の施行後三年を目途とする検討規定を設けることとしております。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。

○委員長(澤雄二君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

午前十時十二分散会

の取消しについて、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除外することとしております。

第六に、団体監理型の技能実習の活動について、団体の責任及び監理の下に行われる旨を明確化するため、参考人の出席を求め、その意見を聽取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(澤雄二君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一二六二七号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法議員に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二六二八号)

一、子供ボルノ問題のための、児童買春・児童ポルノ等禁止法の改正、厳格な適用等に関する請願(第一二七〇四号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法議員に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二七〇五号)

一、登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに関する請願(第一二七五五号)(第一二七九六号)

一、具体的な偽装防止要綱を盛り込んだ国籍法改正に関する請願(第一二八〇七号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法議員に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二八一〇号)(第一二八一一号)(第一二八二二号)(第一二八二三号)(第一二八一四号)

○委員長(澤雄二君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

その二は、新たに中長期在留者となつた者が九

第三六二七号 平成三十一年六月四日受付	裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 小林絹子 外三千六百名	紹介議員 福島みづほ君
この請願の趣旨は、第二〇九四号と同じである。	再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法

第三六二八号 平成三十一年六月四日受付	犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法	請願者 千葉県船橋市金杉八ノ五ノ一一
辻岡正浩 外千一名	紹介議員 福島みづほ君
この請願の趣旨は、第三一八五号と同じである。	この請願の趣旨は、第三一八五号と同じである。

第三七〇四号 平成三十一年六月四日受付	子供ボルノ問題のための、児童買春・児童ボルノ等禁止法の改正、厳格な適用等に関する請願
請願者 岡山市北区野田屋町一ノ三ノ三	紹介議員 谷川瑛子 外九百十二名
児童買春・児童ボルノ等禁止法の施行以来、毎年数百件の児童ボルノ事件が摘発され、増加の一途をたどりおり、子供に性的ボーズを取らせた映像がアダルトビデオとして、欧米では法律等で禁じられている子供への性的虐待を描いたアニメ・漫画やゲームソフト、また児童ボルノをタイトルとするビデオが販売されるなど、子供の性が成人向けの商品として取引されているが、現行法では、警察も有効な打つ手を持てない。「子どもたちの商業的性的搾取に反対する世界会議」で、日本は子どもボルノの大生産国・輸出国であるばかりでなく、そうした状況に取り組んでいない加害国と非難され、その後、政府・市民で取り組んだ反子供買春・ボルノ・人身売買キャンペーントや携帯電話の驚異的な発達や普及は、環境を激変させ、日本のみならず、世界の子供たちも子どものボルノという名の被害にさらされ続けている。については、次の事項について実現を図られたい。	紹介議員 自見庄三郎君
第三七〇五号 平成三十一年六月四日受付	再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
請願者 大河原雅子君	この請願の趣旨は、第三一八五号と同じである。
名	この請願の趣旨は、第三一八五号と同じである。

第三七五五号 平成三十一年六月五日受付	登記事項証明書交付申請に係る手数料の引下げに関する請願
請願者 奈良県大和郡山市永慶寺町五ノ三	紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第二七五五号と同じである。	1 他人への提供を目的としない児童ボルノの入手・保有(単純所持)を禁止し处罚の対象とすること(第七条)。
名	2 被写体が実在するか否かを問わず、児童の性的な姿態や虐待などを写実的に描写したものを、準児童ボルノとして違法化すること(第一条)。具体的には、アニメ・漫画、ゲームソフト及び一八歳以上の人間が児童を演じる場合もこれに含むこと。
第三七六〇号 平成三十一年六月五日受付	3 国及び地方公共団体による児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発を義務付けること(第四条)。
請願者 大河原雅子君	4 児童ボルノ等の被害から、身心に有害な影響を受けた児童の保護のための体制を整備すること。そのため具体的な計画の策定を国に義務付け、担当省庁に実施結果を国会に報告する義務を課すこと(第六条)。
名	5 検察・裁判所始めすべての法曹・司法関係者に対し、子どもボルノが子供の人权並びに福祉に対する重大な侵害行為であるとの基本認識の下、児童買春・児童ボルノ等禁止法事犯に対し厳格に同法を適用し、刑を科すこと。
第三七七号 平成三十一年六月五日受付	6 再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
請願者 東京都江戸川区篠崎町六ノ一五ノ三	7 犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
名	8 請願者 佐藤 正久君
第三七八一号 平成三十一年六月八日受付	この請願の趣旨は、第二〇九八号と同じである。
請願者 広島市東区光町二ノ九ノ二四ノ三	9 第二八一〇号 平成三十一年六月八日受付
名	10 第二八一一号 平成三十一年六月八日受付
第三七八二号 平成三十一年六月八日受付	11 第二八二二号 平成三十一年六月八日受付
請願者 北海道苦小牧市見山町一ノ三ノ一	12 丹羽政年 外四千四百二十八円とする。

紹介議員　紙　智子君
名　この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案

より、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととができる。

馬王堆漢墓竹簡

第八三号 平成二十二年六月八日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 山梨県南アルプス市桃園三三七

この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

第二二八一四号 平成二十一年六月八日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
　　請願者 岩手県釜石市定内町四ノ七ノ一
紹介議員 宮野敏江 外四千四百二十八名
この請願の趣旨は、第二二八五号と同じである。

第二二八一五号 平成二十一年六月八日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 広島市東区光町二ノ八ノ三 源田勝
勝 外 四千四百二十八名

この請願の趣旨は、第二一八五号と同じである。

第二八一六号 平成二十一年六月八日受理
再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法
議生皆こに対する国家音費法の制定に關する^{青頭}

請願者 大阪府東大阪市街厨南一ノ四ノ三
八 神田守 外四千四百二十八名
紹介議員 山下 芳生君

六月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

（小字及び
一は衆議院修正）
平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案

より、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととができる。

第七条第一項第二号中「活動」の下に「二」の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、「」を加え、同項第四号中「こと」の下に「第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。」を加える。

より、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第七条第一項第二号中「活動」の下に「二」の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、「」を加え、同項第四号中「こと」の下に「(第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。)」を加える。

第十四条第一項ただし書中「該当する」の下に「(第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。以下同じ。)」を加える。

第十六条第八項中「該当する」の下に「者である」を加える。

第二十条の二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る)への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る)をもつて本邦に在留していいた外国人でなければ受けることができない。

表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

第二十一条第三項中「前項の」の下に「規定」と協議するものとする。

「よる」を加え、同条第四項を次のように改め
る。

4 第二十条第四項の規定は前項の規定による許可をする場合に、同条第五項の規定は第二項の規定による申請があつた場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項の中「新たなる在留資格及び在留期間を記載させ、」とあるのは「新たなる在留期間を記載さ

せ、「と、「新たに在留資格及び在留期間を記載した」とあるのは「在留資格及び新たに在留期間を記載した」と、「新たに在留資格及び在留期間を記載させる」とあるのは「新たに在留期間を記載させる」と読み替えるものとする。

第二十三条の見出しを「(旅券等の携帯及び提示)」に改め、同条第一項中「又は仮上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書、一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書」を「(次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 仮上陸の許可を受けた者 仮上陸許可書

二 乗員上陸の許可を受けた者 乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳

三 緊急上陸の許可を受けた者 緊急上陸許可書

四 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書

五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者 一時庇護許可書

六 仮滞在の許可を受けた者 仮滞在許可書

第二十三条第二項中「当り、同項の旅券又は許可書の提示」を「(旅券等の携帯及び提示)」に改め、同条第三項中「旅券等」という。の提示を「(旅券等の提示)」に改め、同条第三項の下に「から第三号の四まで」を加える。

第五十三条第三項を次のように改める。
3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

第二十四条第三号中「この章の」を削り、「又は」を「若しくは」に、「譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者」を「若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者」に改め、同条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動又は第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。(以下同じ。)

ロ 外国人に不法就労活動をさせるために他の収入を伴うものを作ること。

ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に関しあつせんすること。

二 第二十四条第四号中「次に掲げる者」を「(の)からヨまでに掲げる者に改め、同号ロ中「在留期間を」を「在留期間(第二十条第五項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により本邦に在留することができる期間を含む。)」を改め、同号ヘを次のように改める。

ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者。

ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

二 第二十四条の三第二号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第五十三条第三項を次のように改める。

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

二 第二十四条第三号中「この章の」を削り、「又は」を「若しくは」に、「譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者」を「若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者」に改め、同条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「(第六十二条の七の六において「出国待機施設」といふ。)」を加える。

第六十二条の二の二第一項第三号及び第六十二条の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十二条の七の四 入国者收容所長等は、入國者收容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

二 委員会は、入國者收容所等の運営の状況を把握するため、委員による入國者收容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入國者收容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

三 入國者收容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかるわざ、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

5 委員会は、入國者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入國者收容所等を視察し、その運営に關する意見等の公表するものとする。

二 第六十一条の七の五 法務大臣は、毎年、委員会が入國者收容所長等に対して述べた意見及びこれを受けて入國者收容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出国待機施設の視察等)

第六十二条の七の六 委員会は、第六十二条の二第二項に規定する事務を行うほか、出

國待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に關し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方入國管理局の長に

対して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行ふ場合に準用する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員は、委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「(第六十二条の七の六において「出国待機施設」といふ。)」を加える。

第六十二条の二の二第一項第三号及び第六十二条の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

二 委員会は、入國者收容所等の運営の状況を把握するため、委員による入國者收容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入國者收容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「(第六十二条の七の六において「出国待機施設」といふ。)」を加える。

第六十二条の二の二第一項第三号及び第六十二条の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十二条の七の四 入国者收容所長等は、入國者收容所等の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情報を提供するものとする。

二 委員会は、入國者收容所等の運営の状況を把握するため、委員による入國者收容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入國者收容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

三 入國者收容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかるわざ、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

5 委員会は、入國者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入國者收容所等を視察し、その運営に關する意見等の公表するものとする。

(出国待機施設の視察等)

第六十二条の七の六 委員会は、第六十二条の二第二項に規定する事務を行うほか、出

國待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に關し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方入國管理局の長に

対して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行ふ場合に準用する。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員は、委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「(第六十二条の七の六において「出国待機施設」といふ。)」を加える。

第六十二条の二の二第一項第三号及び第六十二条の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

二 委員会は、入國者收容所等の運営の状況を把握するため、委員による入國者收容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入國者收容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

三 入國者收容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかるわざ、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

5 委員会は、入國者收容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入國者收容所等を視察し、その運営に關する意見等の公表するものとする。

(出国待機施設の視察等)

第六十二条の七の六 委員会は、第六十二条の二第二項に規定する事務を行うほか、出

番号を定めるものとする。

2³ 在留カードには、法務省令で定めるところにより、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用ることができる。

3⁴ 前二項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

4⁵ 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

二 永住者(次号に掲げる者を除く) 在留

カードの交付の日から起算して七年を経過する日

二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者(第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。) 十六歳の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)

三 永住者以外の者(次号に掲げる者を除く) 在留期間の満了の日

四 永住者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者 在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか

早い日

2 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第五項(第二十一条第四項において同じ。)の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第五項の規定により在留することができる期間の末日が経過するまでの期間とする。

(新規上陸に伴う在留カードの交付)

第十九条の六 法務大臣は、入国審査官に、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めるところにより、在留

カードを交付させるものとする。

(新規上陸後の住居地届出)

第十九条の七 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。以下同じ。)の長に対し、在留

カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 市町村の長は、前項の規定による在留

カードの提出があつた場合に準用する。

二 前条第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

4 第二十二条の二第一項又は第二十二条の三に規定する外国人が、第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第二十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第二十二条の二第三項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する第二十条第三項本文の規定による許可又は第二十二条の二第四項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する第二十二条第二項の規

定による許可があつた時に、第二項の規定による届出があつたものとみなす。

(住居地の変更届出)

第十九条の九 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地(変更後の住居地をいう。以下同じ。)に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した

上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。

2 第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

4 第十九条の十 中長期在留者は、第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならない。

2 法務大臣は、前項の届出があつた場合に規定による届出とみなす。

(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日の二月前(有効期間の満了の日が十六歳の誕生日とされているときは、六月前)から有効期間が満了する日までの間(次項において「更新期間」という。)に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対

し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、法務大臣に対し、在留カーデの有効期間の更新を申請することができる。

前条第一項の規定による

（紛失等による在留カードの再交付）

第十九条の十二 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、紛失、盜難、滅失その他の事

由により在留カードの所持を失つたときは、その事實を知つた日(本邦から出国している

間に当該事実を知った場合にはあっては、その後最初に入国した日）から十四日以内に、法

務省令で定める手続により 法務大臣は文
し、在留カードの再交付を申請しなければな

第十九条の十二項の規定は、前項の規定

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損する場合は、在留カードの交付を受けた中

し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第四項の規定による記載並びに支員の記載による記載の不正確性等による損害の賠償の請求権を有する。

務省令で定める手続により、法務大臣と對の項において「毀損等の場合」という。)

し、在留カードの再交付を申請することがで
きる。在留カードの交付を受けた中長期在留者が、段階

等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するとき(正当な理由がないと認められるときを除く。)も、同様

法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損とする。

し、又は第十九条の四第四項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請する

3 前項の規定による命令を受ける者は、当該命令を受けた日に、法務省令で定める手続に対し、在留カードの再交付はならない。

4 第十九条の十第二項の規定による申請がある場合に該当する場合には、在留カードは中長期在留者でなくなります。

(在留カードの失効)

第五十九条の十四 在留カードは、在留カードの交付を受けた者が中長期在留者でなくなります。

一 在留カードの交付を受けた者が中長期在留者でなくなります。

二 在留カードの有効期間が満期になります。

三 在留カードの交付を受けたが、(第二十六条第一項の規定)許可を受けている者を除く。

四 在留カードの交付を受けたが、(第二十六条第一項の規定)第一条の規定により、山において、入国審査官から受けたとき。

五 在留カードの交付を受けたが、新たなる在留カードの交付を受けたとき。

六 在留カードの交付を受けたが、死亡したとき。

(在留カードの返納)

第十九条の十五 在留カードの長期在留者は、その所持する第一号、第二号又は第四号を失つたときは、その事由が四日以内に、法務大臣に対し、在留カードを返納しなければならない。

受けた中長期在留
から十四日以内
により、法務大臣
付を申請しなけれ
ば、次の各号のい
つた場合に準用す
定は、第一項又は

は、その所持する在留カードが前条第三号又は第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失つた場合において、前条第六号を除く。の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードが前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に在

三　家族滯在（配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。）、特定活動（別表第一の五の表の下欄ハに掲げる配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。）日本人の配偶者等（日本人の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。）又は永住者の配偶者等（永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者（以下「永住者等」という。）の配偶者の身分を有する者に係るものに限る。）配偶者との離婚又は了若しくは新たなる契約の締結

第十九条の十七 別表

本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十

二号)第二十八条规定による届出をしなければならない事業主を除く。)は、法務

省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終

了その他の受入れの状況に関する事項を届け出
○るよう努め
出なればならぬ。

(中長期在留者に関する情報の継続的な把握)
第十九条の十八 法務大臣は、中長期在留者の

身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法そ

の他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の

属する国、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を探査しなければならない。

2 法務大臣は、前項に規定する情報を正確かつ最新の内容で保つよう努めなければならぬ。

い。そこで、この問題を解決するためには、法務大臣は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限の範囲を認めて、萬々に見定する情報を受け取らしく、又はそれをもとにした情報の漏洩を防ぐべきである。

に対し新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たな在留資格及び在留期間を記載させること。

第二十一条第四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新た在留資格及び在留期間」とあるのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

第二十二条第三項中「が旅券を所持しているときは旅券に記載された在留資格及び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許可の証印をさせ、旅券を所持していないときは永住を許可された旨を記載した在留資格証明書」を「に在留カード」に、「証印又は」を「在留カードの」に改める。

第二十二条の二第三項中「第二十条第三項及び」を「第二十条第三項本文及び」に、「第二十条第三項中」を「同条第三項本文中」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「同条第一項」に、「在留資格を変更」を「変更しよう」に、「在留資格を取得」を「取得しよう」に改め、「同条第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許可の証印」とあるのは「旅券に永住許可の証印」とを削る。

第二十二条の四第一項第二号中「(第十九条第二項を除く。)」を削り、「この号、次号及び第四号」を「この項」に改め、同項第五号中「前各号に掲げるもののほか」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の「一号を加える。

五 偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けたこと(当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。)。

第二十二条の四第一項に次の「四号を加える。

七 日本人の配偶者の在留資格(日本人の配偶者の身分を有する者(兼ねて日本人の

号)第八百十七条の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。)又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。)に係るものに限る。)をもつて在留する者又は

永住者の配偶者等の在留資格(永住者等の配偶者の身分を有する者(兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。)に係るものに限る。)をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して三月以上行わないで在留

○(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)

八 前章第一節若しくは第二節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、法務大臣に、居住地の届出をしないこと。(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)

九 中長期在留者が、法務大臣に届け出た居住地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、法務大臣に、新居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)。

十 中長期在留者が、法務大臣に、虚偽の居住地を届け出たこと。

第二十二条の四第三項中「当該外国人に通知しなければ」を「記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければ」に改め、同項に次の「二号を加える。

十一 急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができること。

第二十二条の四第七項を同条第八項とし、同

条第六項中「第三号から第五号までに係るものに限る。」を「第一号及び第二号を除く。」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の「一項を加える。

六 在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。

第二十二条の四に次の「一項を加える。

九 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消通知書に第七項の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。

第五十条第二項中「在留期間」を「在留資格及び在留期間を決定し」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「前条第四項」の下に「の規定」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の「一項を加える。

三 法務大臣は、第一項の規定による許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

第五十九条の二第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第三項本文」に改める。

第六十一条の二の二第一項第三号中「第三号の四」を「第三号の五」に改め、同条第三項中「入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させるものとする」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする。」「当該交付」を「それぞれ当該各号に定める在留カード又は在留資格証明書の交付」に、「その記載された」を当該在留カード又は在留資格証明書に記載されたに改め、同項に次の各号を加える。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付せること。

五 第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第二項に規定する事実の調査を行うこと。

三 第十九条の十九第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二の十四第一項に規定する事実の調査を行うこと。

四 第十九条の十九第一項に規定する事実の調査を行うこと。

五 第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第二項に規定する事実の調査を行うこと。

六 第十九条の三の二第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同項に次の「二号を加える。

五 第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第二項に規定する事実の調査を行うこと。

六 第十九条の三の二第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同項に次の「二号を加える。

七 在留カードを交付せること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 入国審査

留期間を記載した在留資格証明書を交付されること。

六十一條第三項本文」に改める。

第六十一條の二の四第一項第五号中「第三号の四」を「第三号の五」に改める。

第六十一條の二の八第二項中「第七項」を「第九項」に、「同条第六項中「第一項(第三号から第五号までに係るものに限る。)」を「同条第七項中「第一項(第一号及び第二号を除く。)」に改め

る。

第六十一條の二の十二第四項中「第二十六条条」を「第二十六条第一項」に改める。

第六十一條の三第二項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「聴取」の下に「第二十二条の四第三項ただし書(第六十一條の二の二の二項第五号において同じ。)の規定による通知並びに第六十一條の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達」を加え、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「又は」を「及び」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の「一号を加える。

三 第十九条の十九第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二の十四第一項に規定する事実の調査を行うこと。

四 第十九条の三の二第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同項に次の「二号を加える。

五 第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第二項に規定する事実の調査を行うこと。

六 第十九条の三の二第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同項に次の「二号を加える。

五 第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第二項に規定する事実の調査を行うこと。

六 第十九条の三の二第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同項に次の「二号を加える。

七 在留カードを交付せること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 入国審査

官に、当該外国人に對し、在留資格及び在留カードを交付せること。

三 第六十一條の八の一 市町村の長は、住民基本

かに改め、同条第三項中「第九条第一項各号」を「第二十二条第一項各号」に改め、同条を第二十二条とする。

第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に、「及び第三項の規定」を「の規定によるに」「第四条第二項及び第六条第一項の規定」を「第四条第一項の」に改め、同条を第二十一条とする。

第七条中「入管法第二十六条第一項」を「特別永住者であつて、入管法第二十六条第一項」に、「受けた上陸する特別永住者」を「受けている者」に改め、同条を第二十一条とする。

第六条の次の十三条を加える。

(特別永住者証明書の交付)

第七条 法務大臣は、特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

2 法務大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

(特別永住者証明書の記載事項等)
3 法務大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、入国審査官に、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

4 法務大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

(特別永住者証明書の記載事項等)

5 特別永住者証明書の記載事項は、次に掲げる事項とする。ただし、その交付を受けた特別永住者に居住地(本邦における主たる居住地)をいう。以下同じ。)がないときは、第一号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する國又は入管法第二条第五号に規定する地城

二 住居地
三 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

2 前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めることにより、特別永住者証明書の交付(再交付を含む)ごとに異なる番号を定めるものとする。

| 2 3

特別永住者証明書には、法務省令で定めるものとする。この場合において、法務大臣は、法務省令で定める法令の規定により当該特別永住者から提供された写真を利用することができる。

| 3 4 前二項に規定するもののほか、特別永住者証明書の様式、特別永住者証明書に表示すべきものその他特別永住者証明書について必要な事項は、法務省令で定める。

| 4 5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特別永住者証明書に電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいふ。)により記録することができる。

(特別永住者証明書の有効期間)

第九条 特別永住者証明書の有効期間は、その交付を受けた特別永住者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

(特別永住者証明書の有効期間)

一 特別永住者証明書の交付の日に十六歳に満たない者(第十二条第三項において準用する第十二条第一項の規定により特別永住者証明書の交付を受ける者を除く)十六歳の誕生日当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)

二 前号に掲げる者以外の者 第十二条第一項の規定による届出又は第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあつては当該届出又は申請の日後の七回目の誕生日、第十二条第一項又は第二項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあつては当該申請をした者がその時に所持

していた特別永住者証明書の有効期間の満了の日後の一回目の誕生日

(住居地の届出)

第十条 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 特別永住者は、住居地を変更したときは、新住居地(変更後の住居地をいう。以下同じ。)に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。

3 市町村の長は、前項の規定により特別永住者証明書の提出があつた場合には、当該特別永住者証明書にその住居地又は新住居地の記載(第八条第四項の規定による記録を含む。)をし、これを当該特別永住者に返還するものとする。

4 第二条第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

5 特別永住者(第一項に規定する特別永住者を除く。)が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第六条 特別永住者は、第八条第一項第一号の規定による申請は、前項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

(紛失等による特別永住者証明書の再交付)

第七条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失つたときは、その事実を知つた日(本邦から出国して

いる間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に入国した日)から十四日以内

更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、変更の届出しなければならない。

2 法務大臣は、前項の届出があつた場合にあつては、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、新たな特別永住者証明書を交付するものとする。

3 市町村の長は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

4 第十二条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の満了日の二月前(有効期間の満了日の二月前)から有効期間が満了する日までの間(次項において「更新期間」といふ。)に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならない。

5 第二条第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

6 特別永住者(第一項に規定する特別永住者を除く。)が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出とみなす。

(紛失等による特別永住者証明書の再交付)

第七条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失つたときは、その事実を知つた日(本邦から出国して

いる間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に入国した日)から十四日以内

第一条 特別永住者は、第八条第一項第一号の規定による申請は、前項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

第二条 特別永住者は、第八条第一項第一号の規定による申請は、前項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

より返還される特別永住者証明書の受領にあつては、住居地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。

2 特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら届出等をすることができない場合には、当該届出等は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

一 配偶者

二 子

三 父又は母

四 前三号に掲げる者以外の親族

3 届出等については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて特別永住者と同居するものが当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該特別永住者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

(罰則)

第二十六条 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 偽造又は変造の特別永住者証明書を使用した者も、前項と同様とする。

3 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

4 前三項の罪の未遂は、罰する。

第二十七条 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十六条第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者

は、出頭して行わなければならない。

2 特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾患その他の事由により自ら届出等をすることができない場合には、当該届出等は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

一 配偶者

二 子

三 父又は母

四 前三号に掲げる者以外の親族

3 届出等については、前項に規定する場合の

ほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて特別永住者と同居する

ものが当該特別永住者の依頼により当該特別永住者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該特別永住者が自ら出頭してこれを行ふことを要しない。

(罰則)

第二十六条 行使の目的で、特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 偽造又は変造の特別永住者証明書を使用した者も、前項と同様とする。

3 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

4 前三項の罪の未遂は、罰する。

第二十七条 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十六条第一項の犯罪行為の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者

は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の特別永住者証明書を行使した者

二 行使の目的で、自己名義の特別永住者証明書を提供し、收受し、又は所持した者

三 前項所持に係る部分を除く。の罪の未遂は、罰する。

第三十条 第二十六条から前条までの罪は、刑法第二十二条の例に従う。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項若しくは第三項又は第十一

条第二項の規定による届出に關し虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項、第十三条第一項又は第

十四条第三項の規定に違反した者

三 第十七条第一項の規定に違反して特別永住者証明書を受領しなかつた者

四 第十七条第二項の規定に違反して特別永住者証明書の提示を拒んだ者

五 第十一条第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者

六 第十一条第二項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者

七 第十一条第一項又は第十六条(第五項を除く。)の規定に違反した者

(過料)

第三十三条 第十七条第一項の規定に違反して特別永住者証明書を携帯しなかつた者は、十

第三十四条 第十八条第四項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十五条 第十九条第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、届出等(第十二条第二項又は第十四条第一項の規定による申請を除く。)をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

第三十六条 第九条第一項各号の一を「第二十二条第一項各号のいずれかに改める。附則中第四条から第六条までを削り、第六条の二を第四条とし、第七条から第十条までを削る。」

第三十七条 第二十二条第一項第三号に「(外国人登録法の廃止)」を追加する。

第三十八条 第二十二条第一項第三号に「(外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五条)は、廃止する。附則)」を追加する。

第三十九条 第二十二条第一項第三号に「(附則)」を追加する。

第四十条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十一条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十二条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十三条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十四条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十五条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十六条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十七条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十八条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第四十九条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十一条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十二条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十三条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十四条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十五条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十六条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十七条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十八条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十九条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第三十九条 第十八条第四項の規定に違反した者は、六号を除く。及び第五十四条の規定、附則第五十三条中雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中第二十条第四項の下に「第二十二条第一項第四項及び」を加え、「第二十二条第一項第四項を削る改正規定

第五十条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十一条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十二条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十三条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十四条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十五条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十六条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十七条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十八条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第五十九条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十一条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十二条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十三条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十四条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十五条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十六条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十七条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十八条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第六十九条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十一条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十二条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十三条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十四条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十五条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十六条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十七条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十八条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第七十九条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十一条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十二条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十三条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十四条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十五条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十六条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十七条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十八条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第八十九条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十一条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十二条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十三条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十四条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十五条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十六条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十七条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十八条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第九十九条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

第一百条 第二十二条第一項第三号に「(施行期日)」を追加する。

定は、第三号施行日以後に改正入管法第二十四条第三号に規定する行為を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）第二十四条第三号に規定する行為を行つた者に対する退去強制については、なお従前の例による。

又は口に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、同日前に、当該外国人に対し、技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又は口に係るものに限る。)に係る在留資格認定証明書を交付することができる。

いて適用する。
第九条 新入管法第十九条の八の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する新入管法の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

第十条 新入管法第十九条の九の規定は、附則第十七条第一項及び第十八条第一項に規定する中

二 短期滞在の在留資格が決定された者
一 三月以下の在留期間が決定された者
　　(1) 申請することができる。
　　(2) に掲げる者以外の者(以下「予定中長期在留者」という。)は、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請することができる。

第三条 改正入管法第二十四条第三号の四の規定

(第二条の規定による入管法の一部改正に伴う

長期在留者（その住居地（本邦における主たる住

三 外交又は公用の在留資格が決定された者

第十四条 改正入管法第二十四条第四号に（改正入
ハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、
又はこれを助けた者について適用する。

第七条 法務大臣は、当分の間、第二条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許

第十七条第一項又は第十八条第一項の規定によ
る届出をした者を除く。)には、適用しない。

2 前項の規定による申請は、地方入国管理局に自ら出頭して行わなければならぬ。

管法第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者に係る部分に限る。)の規定は、第三号施行日以後に当該罪により禁錮以上の刑に処せられた者について適用する。

可を受けた中長期在留者(新入管法第十九条)三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。)に対し、当該上陸許可の証印又は許可を受けた出入国港において、直ちに新入管法第十九条の六の規定により在留カード(新入管法第十九条

第六十六条第一項に規定する中長期在留者であつて、第四条の規定による廃止前の外国人登録法（以下「旧外国人登録法」という。第三条第一項の規定による申請をしていないもの（附則第十六条第一項の規定による申請をした者を除く。）

予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら第一項の規定による申請をすることができない場合には、当該申請は、次の各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて当該予定中長期在留者と

の表の研修の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法第二十条の二第一項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格（改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）への変更を

の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。)を交付することができないときは、法務省令で定めるところにより、入国審査官に、当該中長期間在留者の旅券に、後日在留カードを交付する旨の記載をさせるものとする。

第十二条 新入管法第十九条の十六の規定は、施行日以後に新入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印若しくは許可又は新入管法第二十三条第三項本文(新入管法第二十二条の二第三項(新入管法第二十二条の三において準用する場には、適用しない。

い。
同居するものが、当該各号の順位により、当該予定中長期在留者に代わってしなければならぬ。

受けることができる。この場合において、改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ中「前号イ」とあり、及び同号ロ中「前号ロ」とあるのは、「四の表の研修の項の下欄」とする。

付する旨の記載を受けた中長期在留者（在留カードの交付を受けた者を除く。）に対する新入管法第十九条の七第一項及び第三項並びに第十一条の九第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「在留カードを提出」と

合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二十一条第三項、第二十二条第二項(新入管法第二十二条の二第四項(新入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第五十条第一項(告くは第二十二条の二第四項(新入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)。

四 前三号に掲げる者以外の親族
第一項の規定による申請については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者（十六歳に満たない者を除く。）であつて予定中長期在留者と同居するものが当該予定中長期在留者

第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表の就学の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法別表第一の四の表の留学の

3
あるのは、「後日^リ在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券を提示し」とする。
前項に規定する中長期在留者に対する新入管法第二十六条の二の規定の適用については、同

六十二条の二の第二項若しくは第二項の規定による許可を受けた中長期在留者について適用する。

の依頼により当該予定中長期在留者に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかるわらず、当該予定中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

在留資格をもつて在留するもののみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該就学の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

第六条 法務大臣は、第三号施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ

条第一項中「在留カードを所持する」とあるのは、「当該旅券に後日在留カードを交付する旨の記載を受けた」とする。

人で、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、その有する在留期間（新入管法第二十条第五項（新入管法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により本邦に在留することができる期間を含む。以下この項及び附則第十五条第二項において同じ。）の満了の日が施行日以後に到来するもののうち、次

予定中長期在留者が、施行日の一ヶ月前から施行日までの間に旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第三項又は第十一条第一項の規定による申請をしたときは、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

る申請をした予定中長期在留者が中長期在留者として本邦に在留するときは、速やかに、入国審査官に、その者に対し、在留カードを交付せるものとする。

第十四条 法務大臣は、施行日前においても、前条第一項の規定による申請に関し、同条第六項の規定による在留カードの交付の準備のため必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に對し、出頭を求める、質問をし、又は文書の提示を求めることがができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができ

る。

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第三項から第三項まで(第一項後段を除く)、第十九条の十五、第二〇、第十九条の十四、第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の二第一項、第六十一条の九の三第一項第一号(新入管法第十九条の九第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)並びに第六十一条の九の三第二項及び第三項(いずれも同条第一項第一号に係る部分に限り、これらの規定を附則第十九条第一項において準用する場合を含む。)並びに第六十一条第一項第一号(新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(附則第十七条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。)の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)の適用については、在留カードとみなす。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードと

みなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者 施行日から起算して三年を経過する日又は十六歳の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)のいずれか早い日)

二 入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄(ニに係る部分を除く。)に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日

三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日(施行日に十六歳に満たない者については、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日)

3 第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務省令で定める手続により、在留カードの交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に對し、在留カードを交付させるものとする。

第十六条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない中長期在留者は、附則第十三条第一項の規定による在留カードの交付の申請をした場合を除き、施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日)を定めた日

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に住居地がある場合 施行日(施行日において本邦から出国している場合にあつては、施行日以後最初に入国した日)を定めた日

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に住居地を定めた場合 住居地

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六条を提出する場合にあつては、当該届出は同一の規定による届出をしたときは、当該届出は同一の規定による届出とみなす。

4 第十九条 附則第十三条第六項、第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領又は附則第十五条第三項若しくは第十六条第一項の規定による申請は地方入国管理局に、附則第十七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出又は附則第十七条第二項及び前条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領は住居地の市町村の事務所に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。

2 新入管法第六十一条の九の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。

第二十条 新入管法第二十二条の四第一項第五号の規定は、施行日以後に偽りその他不正の手段により、新入管法第五十五条第一項又は第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けた者

ドを提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号第三十条の四十六の規定による)の規定による申請をし、この法律の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

第十八条 この法律の施行の際現に本邦に在留する中長期在留者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないものは、附則第十六条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日(当該日に住居地がない場合にあつては、その後に住居地を定めた日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に對し、その住居地を届け出なければならない。

について適用する。

第二十一条 この法律の施行の際現に新入管法第二十二条の四第一項第七号に規定する日本人の配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して三月以上行わないで在留しているものについての同号の規定の適用については、同号中「継続して三月」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部」の施行後継続して三月とする。

第二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者(執行猶予の言渡しを受けた者を除く。)に対する退去強制については、なお従前の例による。

第二十三条 法務大臣は、附則第十七条第一項又は第十八条第一項に規定する中長期在留者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、当該中長期在留者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 施行日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)

二 法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

2 前項に規定する在留資格の取消しの手続については、新入管法の規定を準用する。

第二十四条 附則第三十七条又は第三十九条の罪により懲役に処せられた外国人については、本邦からの退去を強制することができる。

2 前項に規定する退去強制の手続については、

(第三条の規定による特例法の一部改正に伴う経過措置等)

第二十五条 第三条の規定による改正後の特例法

(以下「新特例法」という。)第十条の規定は、附則第三十条第一項及び第三十一条第一項に規定する特別永住者(その住居地について、附則第三十一条第一項又は第三十二条第一項の規定による届出をした者を除く。)には、適用しない。

第二十六条 新特例法第十二条の規定は、附則第二十九条第一項に規定する特別永住者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの(附則第二十九条第一項の規定による申請をした者を除く。)には、適用しない。

第二十七条 施行日前に、本邦に在留する特別永住者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けているものは、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、居住地の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。

3 附則第十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申請の手続について準用する。

4 第一項に規定する特別永住者が、施行日の一ヶ月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定による申請をしたときは、その時に、第一項の規定による申請をしたるものとみなす。

5 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした特別永住者が特別永住者として本邦に在留するときは、速やかに、居住地の市町村の長を経由して、その者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第二十八条 特別永住者が所持する登録証明書は、新特例法第十条(第一項及び第四項を除く。)、第十二条第一項及び第二項(第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで〇、第十九条第一項を除く。)の規定による登録証明書を所持するものとみなす。

2 前項に規定する登録証明書を所持する特別永住者は、前項に規定するその有効期間が満了する前に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の

五条から第十七条まで、第十九条第一項(新特例法第十条第二項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十九条第二項及び第三項(いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらの規定を附則第三十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十三

条第二項並びに附則第三十条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項(附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

1 施行日に十六歳に満たない者 十六歳の誕生日

2 施行日に十六歳以上の者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けた日(旧外国人登録法第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の規定による確認又は旧外国人登録法第十二条第一項若しくは第二項の規定による申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日)において「登録等を受けた日」といふ。後の七回目の誕生日が施行日から起算して三年を経過する日までに到来するもの施行日から起算して三年を経過する日

3 施行日に十六歳以上の者であつて、登録等を受けた日後、七回目の誕生日が施行日から起算して三年を経過する日後に到来するもの当該誕生日

4 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、前項の規定による申請をし、この法律

2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する特別永住者が施行日の一ヶ月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第三条第一項又は

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、前項の規定による申請を受けたものとみなす。

第二十九条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において登録原

票に登録された居住地が住居地に該当しない特別永住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第二十九条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない特別永住者は、附則第二十七条第一項の規定による特別永住者証明書の交付の申請をした場合は、施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の

長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する特別永住者が施行日の前日までに、前項の規定による申請を受けた場合は、施行日において、前

2 前項の規定による申請を受けたものとみなす。

2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する特別永住者が施行日の前日までに、前項の規定による申請を受けた場合は、施行日において、前

<p>出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百三十九号)</p>	<p>別表第一外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の項を削り、同表日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の項を次のように改める。</p>
<p>町村が処理することとされている事務</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市年法律第七十一号)</p>
<p>第四条第三項及び第四項、第六条第一項、第七条第二項、</p>	<p>第十九条の七第一項及び第二項(第十九条の八第二項及び</p>
<p>第十一条第一項から第三項まで、第十二条第一項、同条第二</p>	<p>第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)、第十</p>
<p>項及び第三項(これららの規定を第十二条第三項、第十三条</p>	<p>九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市</p>
<p>第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十二</p>	<p>九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市</p>
<p>三条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十</p>	<p>九条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市</p>
<p>市町村が処理することとされている事務</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>別表第一外国人登録法の一部を改正する法律</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(平成四年法律第六十六号)の項及び外国人登録</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>三十四号)の項を削り、同表出入国管理及び難</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>民認定法及び日本との平和条約に基づき日本</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>法律第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号)の項中「附則第二十七条第一</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>項」を「附則第十七条第一項、同条第二項及び附</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>則第十八条第二項において準用する出入国管理</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>及び難民認定法第十九条の七第二項、附則第十</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>八条第一項、第二十七条第一項及び第五项、第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>二十八条第三項及び第四项、第二十九条第一項</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>及び第三项並びに第三十条第一項、同条第二項</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>及び附則第三十一条第二項において準用する日</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱し</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>た者等の出入国管理に関する特例法第十条第三</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>項並びに附則第三十二条第一項及び第三十三</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>条」に改める。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(職業安定法等の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第四十四条 次に掲げる法律の規定中「第七十三</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>条の二第二項」を第七十三条の二に改める。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第三部 法務委員会会議録第十二号 平成二十一年六月二十五日 【参議院】</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四 職業安定法第三十二条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律第四条第一項第二号ル</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>三 職業安定法第三十二条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>十三条第一号及び第四号イ並びに第三十二条</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(地方財政法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十六条 地方財政法(昭和二十三年法律第百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>九号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第十条の四中第三号を削り、第四号を第三号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>げる。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(弁護士法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第四十七条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>五号)の一部を次のよう改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号)第三十二条第二号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>三十号)第五十六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十年法律第三千三百号)第十三号第一</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号)及び第四号イ並びに第三十二条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(船員職業安定法第五十六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>十三条第一号及び第四号イ並びに第三十二条</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(地方財政法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十六条 地方財政法(昭和二十三年法律第百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>九号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第十条の四中第三号を削り、第四号を第三号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>げる。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(弁護士法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十七条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>五号)の一部を次のよう改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号)第三十五号に「第三十八号」を「第二十七</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号」に改める。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十八条 地方財政法の一部を改正する法律</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(地方財政法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十九条 地方財政法の一部を改正する法律</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(地方財政法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第五十条 道路交通法(昭和三十五年法律第百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>五百号)の一部を次のよう改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第五十条第一号中「第四条第三十六号」を「第四</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号」に改める。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第五十五条 第二十七条第一項及び第五项、第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>二十七号)第五十六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十年法律第三千三百号)第十三号第一</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号)及び第四号イ並びに第三十二条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>五労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(船員職業安定法第五十六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>十三条第一号及び第四号イ並びに第三十二条</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>六条第一号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(地方財政法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十六条 地方財政法(昭和二十三年法律第百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>九号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第十条の四中第三号を削り、第四号を第三号</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>げる。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(弁護士法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十七条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>五号)の一部を次のよう改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号)第三十二号に「第三十八号」を「第二十七</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号」に改める。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四十九条 地方財政法の一部を改正する法律</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>(地方財政法の一部改正)</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第五十条 道路交通法(昭和三十五年法律第百</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>五百号)の一部を次のよう改正する。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>第八条第四項を次のよう改める。</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>四 許可を受けた者が死亡したことにより許可</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>が失効したときは、第二項の規定にかかわら</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>ず、戸籍法(昭和二十二年法律第二百三十六</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>号)第八十七条第一項の規定により死亡の届</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>
<p>出をしなければならない者は(当該死亡した</p>	<p>日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入</p>

第七十四条の三第三項第一号中「第七十三条の二第二項」を「第七十三条の二に、『同項』を『同条』に改め、同項第三号中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二」に改める。

第五十二条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第一号中「第七十三条の二第二項」に、「同項」を「同項」に改め、同項第三号中「第七十三条の二」を「第七十三條の二第一項」に改める。

第五十三条 雇用対策法の一部改正

第五十三条 雇用対策法の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第七十三条の二第二項」を「第二十四条第三号の四イ」に改める。

第二十九条中「又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)」を削る。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)

第五十四条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第二項」に改め、「不法就労助長」の下に「又は第七十三条の五(在留カード偽造等準備)」を加える。

二十六 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十一条(特別永住者証明書偽造等準備)の罪(調整規定)

第五十五条 第三号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、施行日(刑法等一部改正法等一部改正法施行日)の前日までの間ににおける組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「第七十三条の二第一項」とあるのは、「第七十三条の二」とする。

2 施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合は、刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「不法就労助長」、第七十四条」とあるのは、「不法就労助長」、第七十三条の三（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十三条の五（在留カード偽造等準備）、第七十四条とす。前項に規定するもののほか、同項の場合において、刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、日本国との平和条約に基づき日本の國會と准拠する二項等の規定を適用する。

九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第二項」を加え、「及び第六十二条の二の九第一項」を「並びに第六十二条の二の九第一項」に改め、「第十九条の二第一項」の下に「第十九条の六、第十九条の七第二項（第十九条の八第三項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）を、「第二十条第四項」の下に「第十二条第四項及び」を加え、「第二十二条第四項を削り、「第六十三条第一項において準用する場合を含む。」の下に「第五十条第三項」を削え、同表外国人登録法（昭和二十七年法律第五百二十五号）の項を削り、同表日本国との和平条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入入管理に関する特例法（平成三年法律第七十号の項中「及び第五条第三項」を「第五条第三項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第三項」に改め、「第二項」の下に「第七条第二項及び第三項、第十条第三項並びに第十二条第二項第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。」）を加える。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第五十八条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の第三号とし、同条第九項中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改め、「又は第三号」を削り、「同項第五号」を同項第四号に改める。（法務省設置法の一部改正）

第五十九条 法務省設置法（平成十一年法律第十九条）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三号を削り、第四号を五号とし、同条第九項中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改め、「又は第三号」を削り、「同項第五号」を同項第四号に改める。

第四条中第三十五号を削り、第三十六号を第十三号）の一部を次のように改正する。

三十五号とし、第三十七号から第四十号ままである。
附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(検討)

第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものうち入管法第五十四条第一項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

3 法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人のうち特に我が國への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

第六十一条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新人管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成二十一年七月一日印刷

平成二十一年七月二日発行

參議院事務局

印刷者

國立印刷局

K